

平成29年度

# 翔朋会事業報告

# 翔 朋 会 理 念

お互いが喜びをもって生きていくこと

## 翔 朋 学 園 の 目 標

1. 共に生き 人に愛される人に育てる。
2. どんなに重い障害を持っていても、人間としてよろこび、そして働くよろこびも、生きるよろこびも感じるような人に
3. 障害を乗り越えて希望を豊かに自立を目指すような人に
4. 生かされた人間ではなく、自ら生きていこうとするような人に

## 運 営 方 針

1. 利用者の人権尊重・権利擁護を遵守します
2. 利用者主体の施設運営に取り組みます
3. 利用者個々の能力、ニーズにあったサービスの提供をします
4. 利用者の地域移行の推進に取り組みます
5. 職員の能力向上、専門性の向上、人材育成計画に基づく研修を実施します
6. 他関係機関と連携を図った利用者支援を行ないます

## 運 営 事 業

翔朋学園	生活介護	60名
	施設入所支援	30名
	短期入所事業	4名
	日中一時支援事業	
こもれび	共同生活介護事業(グループホーム)	男6名、女6名
相談支援センター翔朋	小郡市指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業	

## サービス概要

### 1. 生活介護

障害程度区分3（50歳以上は区分2）以上の常時介護を要する利用者に、主として昼間において以下の支援、サービスを提供する。

- ① 入浴、排泄及び食事等の介助、支援
- ② 調理、洗濯及び清掃等の家事並びに生活等に関する相談及び助言
- ③ その他の必要な日常生活支援
- ④ 創作的活動又は生産活動の機会の提供
- ⑤ その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助

### 2. 施設入所

主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うようにする。

### 3. 短期入所・日中一時支援事業

在宅で障がいのある利用者の介護を行う方の疾病や介護疲れ、その他の理由により、一時的に施設の利用が必要な障がいのある方にサービスを提供します。入浴・排泄・食事等の介護や日常生活の支援を行い、個々のニーズにあった安全・安心なサービスを提供する。

## 1. 支援目標

### 利用者が安心、安定した生活が出来る環境の提供

1. 利用者の体験活動では、利用者の心を揺さぶることを重視した支援活動に努める。
2. 利用者の人間としての尊厳と人格を尊重する為に、権利擁護を重視した支援活動に努める。
3. 利用者一人ひとりの選択と自己決定を大切にして、生き甲斐を持ちながら社会生活を送れる様な支援活動に努める。
4. 利用者を病気や事故から守り、健康管理体制を強化し病気や事故の未然防止に努める。
5. 利用者のライフステージに合った有効かつ適切な支援を行なうことで、一人ひとりに応じた豊かな生活が送れるように努める。

利用者の体験活動については、退職者の補充が出来ず、職員体制の不備により計画の再考を実施。活動実施時の支援体制で対応できる活動に切り替える等して対応している。

虐待防止部会による定期的な研修、自己チェックシートを活用した支援の振り返りを実施して

いる。

定期的なケース会議、日々の申し送り等での情報共有を行う事で、利用者の状況、ニーズの把握に努め支援に反映させた。

毎朝の検温、定期的なバイタルチェック、状態観察を行う事で、利用者の状況を把握し異変を確認した際は、早めに協力医を受診し指示を仰いだ。

## 2. 個別支援計画

アセスメントの作成及び見直しを実施することでニーズを抽出し、更に家族からの情報も考慮した上で個別支援計画を作成する。(年に一回の家族面談実施。面談が出来ない家族には書面によるアンケート配布)利用者並びに後見人(保護者)の同意のもと個別支援計画に則った支援の提供を行う。

また、支利用者、家族の状況や意向に合わせて随時見直しを行なう。支援員会議内にて各利用者のケース検討会を実施し、個別支援の共通理解、情報共有を行なう。年に一回以上はモニタリングを行ない、計画の見直しをする。

担当職員作成のアセスメントに則って個別支援計画を作成した。

定期的なモニタリング、ケース検討を行い、必要な計画の見直しを行った。

後見人、保護者への参加希望を募り、個人面談を行った。(46世帯中21世帯参加)

個人面談が実施できない世帯には、支援に対する要望等のアンケートを行った。

## 3. 生活支援

### 支援内容

起床、洗面、歯磨き、衣服着脱、移動、食事、排泄、入浴、受診、健康管理、清潔保持、金銭管理等の潜在能力を引き出し、主体的に行動出来る様に、個別に支援を行なう。

日中活動における、生産活動及びレクリエーションへの参加を通して生活の充実を感じる事の出来るよう支援を行なう。

#### 1. 生活環境に関する事項

居室内の美化、環境改善として、朝に清掃を行なう。

余暇日には、施設内全体の清掃を行なう。

必要箇所のワックスがけ実施。(年に2回)

不具合が生じた場合には、都度、修理、修繕を行なう。

毎朝の掃除は十分とは言えないが、利用者と共に出来ている。

夕方の掃除は出来ておらず、不衛生な箇所があれば確認した都度片付け、清掃を行った。

余暇日には、時間をかけて平日には出来ない場所の掃除を行った。

年に2回、必要箇所のワックス掛けを行った。

## 2. 余暇活動に関する事項

社会参加を目的とし、隔週、地域住民と一緒に近隣神社の清掃ボランティアを行う。  
地域社会資源を多く活用できるように外出の機会を提供する。

定期的なよさこい練習(おごりよさこい連による指導)、神社掃除(地域住民合同)、園内でのカラオケ会を実施している。

## 3. 地域交流に関する事項

あすてらす(小郡市総合健康福祉センター)にて温泉入浴体験や、セラピー、校区公民館にて健康体操に参加する事で地域活動への参加の機会を提供する。また、よさこい踊りを通じて、地域の行事(祭り等)や、学園祭等に地域交流及び、学園のPRを兼ねて参加する。

地域資源を活用した行事を企画し、実施した。

# 4. 日中活動

## 支援内容

### 1. 生産活動支援

委託業者に利用者の状況、作業能力を十分に説明し、作業の提供を依頼します。環境を整備し、道具の工夫を行い、利用者が安全で正確に作業が出来るように支援すると共に、仕事に対する意欲を高め、達成感を感じる事が出来る支援を目標とする。

<受注先>

- ・竹作業 匠宮(久留米市)
- ・フラワーシート クリエイトパック・ケイ(鳥栖市)

定期的な作業受注による軽作業活動を実施している。

受注はない時には、貼り絵等の製作活動の活動計画を行っている。

作業納品に利用者を同行させる事で仕事に対する意欲向上を図った。

### 2. 生活訓練支援

運動、指先訓練、スノーズレン活動(感覚刺激)を中心に行い、体力維持、健康維持、残存の能力の維持向上、精神の安定、そして生活の充実につながるような支援を目標とする。

毎週1回リハビリ実施、毎月1回ハンドセラピーに参加する。

指先訓練は、玩具を準備して遊びを通しての訓練を行った。

課題活動では、ストロー通し、紐通し、貼り絵、季節の製作物の作製等を行った。

音楽活動では、音楽療法士指導の下、音楽療法参加メンバーを固定し、それぞれの課題、特性に合わせた療育を行った。

### 3. 学習支援

利用者の能力を把握し、漢字ドリル、計算ドリル、文章作成等個別の課題を準備し、個人に応じた学習を支援する。

学習活動に興味ある利用者を把握し、学習活動を選択できるように教材等の準備を行った。活動参加時には、課題に対するアドバイスをを行った。

#### 4. 音楽療法

音楽療法士の指示、指導により実施している。

##### ◎発語音楽療法

音楽に合わせて発語を促す事で、言葉の獲得を目標とする。

##### ◎造形リトミック

音楽に合わせて楽しみながら、物事を鋭く観察する力を伸ばす事を目的とする。

音楽療法士の指導の下、音楽療法を週に2回実施している。

#### 5. レクリエーション支援

利用者の能力別に班分けを行ない（4グループ A、B、C、D、班）それぞれの班で利用者の特性に合わせ、多くの事を経験、体験できるような行事を企画、実施する。また、全体行事として古くから伝承されている伝統的行事、その季節に応じた行事を行なう。誕生会を毎月1回実施。誕生日にはプレゼントを渡す。年に1回保護者参加の一泊旅行を実施する。

班行事に関しては、職員体制の不備により7月以降の行事を中止、縮小し対応している。全体行事では、計画通りの実施。一泊旅行では、重度、高齢化に伴い一泊での参加が厳しい利用者については、日帰り対応を行っている。

#### 6. クラブ活動支援

利用者活動の充実を図る為、調理クラブ、運動クラブ（水中歩行）、音楽クラブを毎月実施する。  
月に1回、厨房職員とともにおやつ作りを実施する。

運動クラブでは、冬季(11月～3月)は、水中歩行を中止している。  
音楽クラブは、指導者指導の下毎週金曜日に実施している。  
おやつ作りは、厨房職員主導にて毎月実施している。

#### 7. 運動支援

- ・各種スポーツ大会（グラウンドゴルフ、ときめきスポーツ大会、運動会等）への参加を目標として、体力、運動能力の維持向上を支援する。
- ・体重調整、体力維持を目的として、近隣公園を活用してのウォーキングや遊具遊びを実施する。

グラウンドゴルフ大会、ときめきスポーツ大会、ふれあい運動会に参加し、他事業所との

交流を図った。重度、高齢化に伴い参加利用者の選定が前年に比べ困難になってきている。

大会参加を目標に練習を行った。

運動は、朝夕の運動の時間に学園グラウンドにて、歩行、キャッチボール等で体を動かした。

## 5. 支援の向上

### 1. 事故防止・災害対策

マニュアルに沿って意識を持ち周知徹底を図る。

避難訓練を毎月2回実施し、災害時に速やかに対応できるようにする。

ヒヤリハットを記入し、毎月2回、対策の会議を行なうようにする。

日中想定、夜間想定 of 避難訓練を天候不良時以外、月に1回実施している。

消防立ち合い避難訓練を実施した。(6月)

直近の会議にて、ヒヤリハット協議を実施した。

小郡警察署 生活安全課による不審者対応訓練を実施した。(7月)

### 2. 利用者権利擁護

虐待防止部会を設立し、障害者虐待防止条例に基づく虐待防止マニュアルを作成する。周知徹底及び、それに伴う利用者の方への適切なサービスが提供できるように定期的に研修会を実施する。

支援チェックシートを活用し、各支援員が支援方法を見直す機会を設ける。

振り返りチェックシートを活用し、法人全職員が利用者への関わり方法を見直す機会を設ける。

虐待防止部会による定期的な研修、自己チェックシートによる支援の振り返りを実施している。

### 3. 職員研修

内部研修、外部研修、新人研修等を定期的 to 実施し、支援に関する専門知識の学習、再認識を行ない、サービスの質及び施設運営の向上、職員の質の向上に繋げる。

(職員研修計画表作成)

6月までは計画表通りの実施が出来ている。複数職員退職後は、必要な研修を支援員会議、職員会議後に実施する事に対応している。

### 4. 研修生、ボランティアの受け入れ

福祉教育の発展及び外部評価者として積極的に研修生の受け入れを行ない、当施設を研修の場として活用してもらおう。

慰問ボランティアも随時受け入れ社会交流を図る。

実習依頼がある時には、出来る限りの受け入れを行っている。  
ふれあい祭りでボランティアの呼びかけ、受け入れを実施している。  
定期的な慰問ボランティアを依頼している。

## 5. 事業所PR

パンフレットの作成及び、学園誌の発行（年3回）により、家族並びに地域、各関係機関に学園情報を発信し、支援活動への理解、協力を求める。

年に3回の学園誌を発行している。

## 6. 保健・衛生管理

施設では24時間を通じて利用者の生活に責任を持つために、かなり充実した保健医療能力が必要となる。そのため、入所時に利用者一人ひとりの生育歴、病歴、体質や行動習癖等を把握し、その後は定期健康診断や嘱託医による定期診察を実施するとともに、日々のバイタルサインチェックや体重測定、食事摂取量や排泄状況等を観察して異常の早期発見に努める。また、様々な疾病の集団感染を予防するため、手洗いうがいの習慣づけ、清潔な環境作りに努める。疾患のある利用者に対しては、地域医療機関と連携しながら一人ひとりの健康状態に合わせた対応を速やかに且つ継続して行なうようにする。

(内 容)

### 1. 健康管理

#### (1) 各種健診・検査

- ①年2回の健康診断の実施（40才以上の者は特定健診に準じた内容とする）
- ②年1回の歯科健診の実施
- ③月1回の嘱託医による個別診察（健康診断実施月は省く）
- ④市が実施するがん検診の受診支援（小郡市に住民票のある方）

#### (2) 健康管理

- ①毎日の活動開始前に検温実施（風邪等の流行期は1日2回実施）
- ②週1回の血圧・脈拍測定（要観察者は毎日実施）
- ③月1回体重測定（要観察者は毎日実施）
- ④毎日の入浴・更衣時にボディチェック（傷や皮膚疾患の観察）
- ⑤排尿・排便や月経の観察

#### (3) 体力・運動機能の維持、向上

- ①理学療法士の指導によるリハビリテーションを実施（対象者）
  - ア. 月1回の訪問リハビリテーション実施
  - イ. 週1回の個別リハビリテーション実施
- ②1日2回、15～30分間の運動（全利用者）

#### (4) 個別支援

- ①投薬の徹底（内服薬、点眼薬等外用薬）
- ②疾患・摂食状況に応じた食事の提供（摂取カロリー、食事形態、メニューなど）
- ③生活習慣病予防として、ウォーキングの定期的実施



③体調不良時の対応(発熱、嘔吐など)

2. 保健衛生支援

(1) 集団感染予防

- ①手洗い励行の指導、手指消毒薬の設置、徹底
- ②うがい・咳のエチケット指導、必要に応じてマスクの着用
- ③インフルエンザ予防接種の実施
- ④感染性疾患発生時の対応(インフルエンザ、嘔吐下痢症、疥癬等)
- ⑤感染者対策委員会での報告(ノロウイルスセットを用いての感染予防対策)

(2) 環境整備

- ①清掃の徹底(週1回のリネン交換、必要に応じて消毒の実施)
- ②温湿度計の設置、適度な換気の励行

(3) 衛生支援

- ①週1回の衛生チェック(爪、耳等の清潔管理)
- ②口腔ケアの充実
  - ア. 毎食後の歯磨きチェック
  - イ. 歯科医院への定期診察(訪問歯科による口腔ケア)

3. 医療機関との連携

- (1) 定期受診(年間予定表参照)
- (2) 発熱や怪我など臨時の受診
- (3) 緊急時の対応

【協力医療機関】

内科	古川医院、嶋田病院	眼科	くわの眼科
耳鼻科	栗田耳鼻科	皮膚科	永田皮膚科
泌尿器科	山下泌尿器科	脳神経外科	ヨシタケ脳神経外科
整形外科	古川整形外科		
歯科	重松歯科、アップルハート訪問歯科		
精神科	本間病院、筑紫野病院		
時間外・緊急時・紹介	嶋田病院・聖マリア病院・久留米大学病院など		

4. その他

- (1) 職員健康診断 夜勤対応職員 2回/年 その他の職員 1回/年  
40歳以下は永野外科(35歳時のみ特定健診実施)  
40歳以上の者は特定健診に準じた内容とする  
嶋田病院・鹿毛病院・今村病院
- (2) 職員を対象にした緊急・応急処置の学習、地域の救命講習会への参加
- (3) AEDの管理
- (4) 利用者の高齢化に伴い他事業所・病院・家族との連携

【医務報告書】

平成29年1月～3月は2名の利用者の方が、高齢による重度化に伴い退所され、高齢者施設と療養介

護型の病院に移行されました。その他5名の方が急性期病院(嶋田病院、久留米大学病院、久留米大学医療センター)にて入院、治療をされています。3名の方は手術目的での入院、他2名の方については、慢性的な疾患為の入退院の繰り返しをされています。うち1名は、入院継続で退所予定となっています。精神疾患と内科疾患が重なると、なかなか一般病院での治療が難しく、受け入れ困難になってきている為、今後の受け入れ病院探しに苦難を要しています。

今後も、1年1年利用者の高齢化、重度化は避けられない為、他職種、家族、地域の病院等との連携は不可欠となります。現在の病院の入院期間についても、急性期で2週間と短期間での受け入れになってきているので今後の受け皿探しについても私たち職員の課題となっています。

感染症については、環境整備の徹底、手洗い、マスクの着用、予防接種の実施を行いました。インフルエンザ(利用者1名、職員2名)の感染者が出ました。今後は、来年度に向けて利用者、職員の健康管理の継続をしながら不調の早期発見に努めて参りたいと思います。

## 7. 給食・栄養管理

### 1. 給食

利用者にとって、食事は楽しみの一つです。食生活は、人間の生存に必要な生理的機能のみでなく、感覚的、心理的、文化的な機能をも合わせ持っている。また、食生活は極めて個人的色彩の強いものであり、嗜好は多様である。

給食は、適正な栄養が確保されるとともに、利用者の嗜好を十分に配慮し、食品衛生に細心の注意を払いながら、楽しさや和やかさに溢れるように工夫をする。

### 2. 栄養管理

利用者の心身の健全な発達、健康保持・増進を図り、時には疾病の改善、治癒の促進を図るため、もっとも適切な食生活を具体的に計画し実施するだけでなく、その効果を評価・判定するまでの過程を含む業務であることを認識し、その役割を果たすようにする。

栄養ケアマネジメントで利用者の身体状況や年齢、嗜好等を考慮し、利用者個人に合った食事を提供する。

栄養ケアマネジメントを行い、体重の増減・食事摂取量の把握・要望があれば個別の提供を行った。

#### (1) 献立

利用者は自らの意志で献立を決めることが出来ない為、いろいろな料理を組み合わせることで、より多くの人々の嗜好を満たすような工夫をする。年に2回、利用者の嗜好調査を行い、献立に反映できるようにする。

ア. 四季の季節感のある込んだ献立作りにより変化をもたせる。

イ. 行事食(正月、ひな祭り、子どもの日、七夕、クリスマス、花見等)を取り入れる。

ウ. 郷土料理を取り入れ、地域性を出す。

エ. 和食、中華、洋食の変化に富んだ献立を考える。

オ. 年に2回、バーベキューやバイキングを行い、利用者が食事を楽しめるようにする。

嗜好調査を年に2回実施(6月・12月)

行事食（正月、ひな祭り、こどもの日、七夕、クリスマス）を行った  
バーベキュー（希望の保護者も参加、4月）、バイキング（11月）を行った

(2) 調理・配膳

①作業工程において、食品を衛生的に取り扱い、無駄を省き、適温給食に心がける。

②盛り付けは、利用者の食欲を左右するものなので、細やかな気配りをする。

提供時間に近い時間での盛り付け、冷たいものは冷蔵庫での保管、汁・ご飯には蓋をし  
適温給食に努めた

(3) 給食会議

給食の全ての面について評価し、事後の給食改善に役立てる為、施設長、支援部長、  
看護師、管理栄養士、調理員が参加して、月に1回実施する。

月に1回実施

(4) 特別食・療養食

ア. 当該利用者の主治医と連携し、疾患・摂食状況に応じた食事の提供を行う。

H29.12.7以降、食事箋は出していない

イ. 利用者の体調や状況を看護師、支援員から情報収集を行い、状態に応じた食事を提供す  
る。

食欲不振の方には、本人の嗜好品を提供した。また、高カロリーのゼリーまたはMCTパウ  
ダーを提供した。

体調不良時は、食事内容を変更して提供した

ウ. 利用者の嗜好や拘りによって個別対応が必要な方は、担当支援員、看護師と協議を行  
い、個別の対応を行なうようにする。

3. 衛生管理

食物による人体への危害を防止し、かつ、栄養管理の効果をあげるためには、給食のす  
べての面において、常に衛生を確保する細心の注意を払う。

集団給食における最大の事故は、経口伝染病と食中毒です。これらを予防するためには、  
給食施設はもちろん、付帯施設やその周辺、給排水、食品の取り扱いから調理にいたる  
すべてに対し衛生的な配慮をする。

(1) 施設の管理

①施設及びその周辺は毎日清掃し、常に整理整頓に努め清潔に保つ。

②施設の壁・天井・床は常に清潔に保ち、採光、照明、換気および通風を十分に保つ。

③年4回、ねずみ、有害昆虫の駆除を実施し、その記録を保存する。

④施設の排水の流通をよくし廃棄物の流出を防ぎ、排水溝の清掃および補修に努める。

⑤施設の手洗い設備には、石鹼および適当な消毒液などを常に使用できる状態にして  
おく。

⑥室温、湿度は適性に管理する。

(2) 設備・機器の管理

①洗浄設備、機械器具類は常に清潔に保つ。

②機械器具類および計器類は常に点検し、故障、破損などがある時は速やかに補修し、  
常に使用できるように整備しておく。

③冷蔵、加湿または殺菌の温度は、常に適正に管理する。

④機械器具類の洗浄に洗剤を使用する場合は、適正な濃度および方法で使用する。

⑤ふきん、包丁およびまな板などは、熱湯、蒸気または殺菌剤などで消毒し乾燥させ

る。

⑥機械器具および部品は、それぞれ所定の場所に衛生的に保管する。

(3) 給水および汚物処理

①貯水槽は定期的(年2回)に清掃して清潔を保ち、水質検査を実施して記録する。

②貯水槽は、常に滅菌装置または浄水装置が正常に作動しているかを確認する。

③廃棄物および汚水の処理は、適正に行なう。

衛生管理は上記の通り行いました

## グループホームこもれば

### サービス概要

#### 共同生活援助

昼間に生活介護や就労支援等の日中活動を利用している方に、主として夜間において以下の支援、サービスを提供する。

①入浴、排泄又は食事等の介助、支援

②調理、洗濯又は掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言

③日中活動、就労先その他関係機関との連携

④その他の必要な日常生活支援

### 1. 目標

1. 施設での生活から地域での生活に移行する利用者がさまざまな経験を積み、充実した生活が送れるようにする。

外出行事などの企画を立て実施した

2. 地域の方々に障がい者の地域生活を理解し、支援が得られるように地域での活動にも積極的に参加していくようにする。

よさこい隊や他事業所の行事参加など地域の活動に参加した

### 2. 方針

(1)利用者の人権尊重・権利擁護の遵守

(2)利用者一人ひとりのニーズに合ったサービスの提供

(3)地域資源を有効に活用し、地域に密着した生活の実現

(4)入居者活動を通しての、地域への広報活動

### 3. 支援内容

#### (1) 基本的人権の尊重

利用者と職員が対等な関係を築き、利用者の人権やプライバシーに配慮した対応、支援を行う。権利擁護、虐待防止法の研修を随意時行い、職員の意識を高める。

利用者に関する情報は、回覧や直接申し送り、個人情報保護に努めた。

権利擁護や虐待防止法の研修は、世話人は受けていない

#### (2) 個別支援計画書の作成と実施

利用者及び家族の意向、ニーズの把握を行い、個別支援計画書を作成し、それに基づいた支援を行う。個別支援計画は6ヶ月ごとに見直しを行う。

利用者及び家族の意向・ニーズの把握を行ない、個別支援計画書を作成し、それに基づいた支援を実施した。個別支援計画は6ヶ月ごとにモニタリングを行ない、見直しを行なった。世話人・職員との情報共有の為、確認できるようにした。

#### (3) 利用者の生活環境の整備と充実

個室の機能を活かし、利用者が心身ともにリラックスした心地よい生活ができるように努める。また、共有スペースについても利用者のニーズに合わせた、清潔かつ住みやすい生活環境を整える。

毎日掃除を行ない、清潔を保つようにした。また、利用者のニーズに合わせて必要な物を購入し、住みやすい環境を整えた

#### (4) 食事

朝・夕食、土・日の昼食は、世話人、支援員が調理を行う。それ以外は、日中活動の場での食事提供サービスを利用する。

毎月1回外食支援を実施していく。

平日の昼食は学園の給食を利用し、朝食・夕食、土・日の昼食は、職員・世話人が調理を行なった。

毎月外食や昼食購入を実施した

#### (5) 日中活動の充実

生活の場と日中活動の場を分けるようにする。日中は主に作業活動などへの参加を行い、「仕事に通う」という感覚が持てるようにする。

翔朋学園の生活介護を利用し、各々日中活動を行なった

#### (6) 余暇活動の充実

休日の活動については、地域資源を積極的に活用する。地域の清掃活動、行事に積極的に参加をし、地域との繋がりを広めるようにする。また、買い物などを通して、生活スキルの修得を目指す。

よさこい隊での地域の活動に参加した。また、他事業所の行事に参加した

イオン小郡のカルチャースクールの絵画教室に毎月2回入居者5名参加した

#### (7) 健康管理

協力施設の看護師と連携を図り、個別に応じた健康管理を行う。バイタルサイン測定を実施し、病気の早期発見に努める。

利用者の健康・医療に関する支援を、医師・翔朋学園学園看護師と連携を図り行なった

男性入居者1名、鼻茸の手術の為入院。

男性入居者1名、左大腿骨転子部骨折の為、入院・手術。

女性入居者1名、左足の外反母趾の為、入院・手術。

(8) 事故防止・災害対策

マニュアルに沿って意識を持ち周知徹底を図る。

避難訓練を毎月1回実施し、災害時に速やかに対応できるようにする。

避難訓練を毎月1回行なった。また、毎年消防立会のもと避難訓練を行なった

(9) 誕生日

誕生日はお祝いとして、個人対応にてできる限り本人の希望を提供

各々希望をとり、企画して実施した

(10) 外部事業所の活用

移動支援サービスなどを活用して、個別のニーズに応じていくよう支援する。

数名の入居者が移動支援サービスを利用した

## 相談支援センター 翔月

### サービス概要

#### 特定相談支援事業

- ・ 障害者等が障害福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行なう。

#### 障害児相談支援事業

- ・ 障害児が障害児通所支援(児童発達支援や放課後等デイサービス等)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行なう。

## 1. 目標

ノーマライゼーションの理念に基づき、「完全参加と平等」の目標に向けて利用者の基本的人権を最大限尊重し、利用者の意向を踏まえて、多様なニーズに適切に対応する福祉サービスを提供することを目標とする。

## 2. 基本方針

- ①利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供を受けられるようにする。
- ②必要な情報の提供及び助言を行うようにする。
- ③障がい者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整。その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

- ④多様な障がいの相談に対応できるように、各種研修やセミナー等に積極的に参加し、知識や技術を習得し、相談員の質を高めるようにしていく。他相談支援事業所・医療機関・行政と連携を図り、適切な福祉サービスが提供できるようにしていく。
- ⑤高齢の障がい者に対する支援の在り方について、介護保険制度を習熟し、指定居宅介護支援事業者等との連携を強化していく。
- ⑥利用者の増加に伴う適切な人員配置とサービス提供の質を高めるため、研修・学習を計画し、専門的な技術の習得と職務機能の強化を図り、人材育成を行う。

### 3. 事業内容

- ①生活全般の相談を受ける（電話・外来・訪問）
- ②サービス利用に関する情報提供
- ③サービス利用計画書の作成
- ④サービス事業者の担当者会議の開催
- ⑤サービス事業者との連絡調整
- ⑥モニタリングの実施
- ⑦権利擁護、人権啓発（苦情解決）相談
- ⑧地域生活移行、地域生活定着のための支援
- ⑨小郡市及び近隣市町村自立支援協議会に参加
- ⑩基山町障害支援区分認定調査員委託

### 4. 事業報告

- (1) ・主な業務として、福祉サービスを利用するためにサービス等利用計画の作成とモニタリング報告書の作成をしている。  
一般相談では、施設やグループホームの紹介、事業所見学、就労支援事業所の紹介、虐待に関する相談、金銭管理に関する相談等を行っている。
  - ・平成 29 年度は、翔朋学園利用者の成年後見人制度申して相談が増加している。
  - ・地域との連携を強化するために小郡市自立支援協議会と鳥栖・三養基郡自立支援協議会へ積極的な参加をしている。
  - ・基山町より障害支援区分認定調査員の委託を受けて、5 名の調査報告を実施している。
  - ・平成 30 年度の報酬改定により計画相談支援の件数が一人当たり 35 人となるため、新規の計画相談の受付を控え、他事業所相談機関へ引継ぎを行い、担当件数の調整を行っている。
  - ・高齢障害者への相談支援充実のため、相談支援専門員の質を高めるために、介護支援専門員の資格を取得。（平成 30 年 5 月登録）
- (2) ・計画相談支援実績
  - ①平成 29 年度の登録者数は 191 名となっている(前年比 23 名増)
  - ②関係市町村  
小郡市、久留米市、福岡市(東区、博多区、西区)、春日市、筑紫野市、大野城市、大宰府市、

筑前町、大刀洗町、志免町、粕屋町、大川市、北九州市、糸島市、鳥栖市、基山町、佐世保市、上峰町、福岡市南区、うきは市、朝倉市

③関係事業所

(1)障害者支援施設 翔朋学園、天心園、早良厚生園

(2)グループホーム こもれび、らいふステージ、天心園、風のつばさ、もちの樹、サキヤ

(3)就労支援事業所 きぼうの家、らいふステージ、天心園、ろーど、福祉支援センターアップル、地上のほし、ふくろう、フードラボ光明庵、マリーズハウス、のぞみ、コロニーみやき、JOY 倶楽部、MOW、結乃家、花とお日さま、とこしえ、モア、虹乃杜、アルファリンク

(4)生活訓練事業所 ライクラボ、キャリアアカデミー鳥栖

(5)児童発達支援 たっちキッズ、発達アカデミー美しが丘、ライクポット、むすびば  
(放課後等デイ) あおぞら縁、ハッピーデイズ、こどもプラス、ミルキーウェイ

④関係医療機関 本間病院、蒲池病院、丸山病院、聖ルチア病院、堀川病院、肥前精神医療センター、聖マリア病院、若久病院、大宰府病院、誠愛リハビリ病院、若楠園

⑤その他 小郡市社会福祉協議会、サポネットおごおり、小郡特別支援学校、大宰府特別支援学校、相談支援センターキャッチ、中原特別支援学校

⑥障害種別 知的障害(身体障害重複含む) 81名(翔朋学園利用者 48名)  
精神障害 66名 発達障害 2名 身体障害 3名  
高次脳機能障害 1名 障害児 39名

⑦サービス等利用計画作成数 165件(前年比26件増)

⑧モニタリング報告書作成数 131件(前年比4件増)

※更新時モニタリング報告書は請求できない為、含まない



# 日 課 表(施設入所支援)

(土曜日～日曜日・月曜日～金曜日 17:00～翌日09:00)

時 間	内 容
06:00	起 床
06:30～07:30	洗 面・着替え・整容
07:30～08:30	朝 食・歯 磨 き
08:30～09:00	バイタルチェック
09:00～17:00	月～金曜日 他事業サービス利用  土・日曜日・祝祭日 8:30～朝食 朝食後より余暇活動 11:30～昼食 昼食後より余暇活動  14:30～おやつ 15:45～入浴、更衣
17:00～17:40	余 暇 時 間
17:45～18:30	夕 食
18:30～18:50	歯 磨 き
18:50～21:50	余 暇 時 間
21:50～22:00	就 寝 準 備
22:00	就 寝
	*休日の余暇活動として、私物の買い物、私的外出、外泊、地域行事参加等を行う

\*土・日曜日及び祝祭日の日中は、余暇活動を行う。

\*11～3月は、起床時間を6時30分とする。

\*休日前日の消灯時間は、23時00分とする。

# 日 課 表(生活介護)

(月曜日～金曜日)

時 間	内 容	所 要 時 間
～ 09:30	周回送迎 (通所送迎)	
09:30 ～ 10:00	バイタルチェック後運動参加 (通所者)	30分
09:20 ～ 10:00	清 掃・軽 運 動 (入所者)	40分
10:00 ～ 10:15	小 休 憩	15分
10:15 ～ 11:40	日 中 活 動	1時間25分
11:45 ～ 12:30	昼 食	45分
12:30 ～ 13:00	歯 磨 き・休 憩	30分
13:00 ～ 15:00	日 中 活 動	2時間00分
15:00 ～ 15:30	小 休 憩 (お や つ)	30分
15:30～17:00	入 浴 支 援 運 動	1時間30分
16:30～	周回送迎 (通所送迎)	

# 日 課 表(グループホーム)

時 間	内 容	所 要 時 間
06:30	起 床	30分
06:30 ~ 07:00	洗 面・着替え・整容	30分
07:00 ~ 07:30	朝 食	30分
07:30 ~ 08:30	歯 磨 き・居室整理	40分
08:30 ~ 17:00	月～金曜日 他事業サービス利用 土・日は、余暇活動	
12:00 ~ 12:30	昼 食 (土・日)	30分
12:30 ~ 12:50	歯 磨 き	20分
17:00 ~ 18:00	入 浴	60分
18:00 ~ 18:30	夕 食	30分
18:30 ~ 18:50	歯 磨 き	20分
18:50 ~ 21:50	余 暇 時 間	
21:50 ~ 22:00	就 寝 準 備	10分
22:00	就 寝	
	*休日の余暇活動として、私物の買い物、私的 外出、外泊、地域行事参加等を行います。	

\*11～3月は、起床時間を07時00分とする。

\*休日前日の消灯時間は、23時00分とする。